

# 「ビジネスと人権」に関する行動計画（改定版）概要

## 第1章 行動計画が改定されるまで（背景および作業プロセス）

- 1 2020～2025年の取組成果
- 2 日本企業の取組状況と国際的な動向
- 3 行動計画の改定及び実施を通じて目指すもの
- 4 行動計画の改定プロセス
- 5 優先分野の特定

## 第2章 優先分野

- 1 人権デュー・ディリジェンス及びサプライチェーン
- 2 「誰一人取り残さない」ための施策推進
  - (1) ジェンダー平等
  - (2) 外国人労働者
  - (3) 子どもと若者
  - (4) 障害者
  - (5) 高齢者
- 3 テーマ別人権課題
  - (1) AI・テクノロジーと人権
  - (2) 環境と人権
- 4 指導原則の履行推進に向けた能力構築
- 5 企業の情報開示
- 6 公共調達・補助金事業等を含む公契約
- 7 救済へのアクセス
- 8 実施・モニタリング体制の整備

## 第3章 政府から企業への期待表明

- 企業に対し、人権デュー・ディリジェンスのプロセスの導入・実施を期待

## 第4章 今後の行動計画の実施および見直しに関する枠組み

- 1 行動計画の実施体制
- 2 行動計画の実施工程
- 3 行動計画の開始・改定

### 目指すものは変わらない

4つの目標：社会全体の人権の保護・促進、政策の一貫性、企業の競争力と持続可能性の確保・向上、SDGs達成へ貢献

### 実効性を高める能力構築

先行事例の共有や相談体制の拡充などを通じ、企業規模を超えて実効性ある体制をつくる。

### 政府から企業への期待

人権方針の策定、人権デュー・ディリジェンスの実施、救済に最大限努めることを期待。

## 1 人権デュー・ディリジェンス及びサプライチェーン

### 取組の方向性

- サプライチェーン上における企業の人権尊重の取組を促進する情報提供や支援策に関するマルチステークホルダーとの議論の継続
- 独立行政法人等が指導原則に沿って人権尊重に取り組むことの確保
- 諸外国との対話・連携を通じた、指導原則の履行推進に向けた取組
- 労働者等の幅広い層の人々が恩恵を受ける経済連携協定(EPA/FTA)及び投資協定の締結・履行への継続的な努力
- デーセント・ワーク実現のための努力の継続
- 中小企業等の取引条件・取引慣行の改善

## 2 「誰一人取り残さない」

### ための施策推進

- (1) ジェンダー平等
- (2) 外国人労働者
- (3) 子ども・若者
- (4) 障害者
- (5) 高齢者

### 取組の方向性

- ライツホルダーの状況を考慮し、「誰一人取り残さない」ための、人権保護の視点に立った制度設計・運用及び見直しの実施
- 関連施策で得られた情報や好事例の提供

## 3 テーマ別人権課題

### (1) AI・テクノロジーと人権

#### 取組の方向性

- AIイノベーション促進とリスク対応の両立
- AI分野の国際的協調の推進

### (2) 環境と人権

#### 取組の方向性

- 人権課題と環境課題の双方を視野に入れた環境デュー・ディリジェンスの推進
- 気候変動への適応と緩和政策における人権への配慮

## 4 指導原則の履行推進に向けた能力構築

### 取組の方向性

- 中小企業を含む企業に対する情報・助言・支援等の提供
- 教育・研修の実施による啓発の促進

## 5 企業の情報開示

### 取組の方向性

- 国際的な基準の動向を踏まえ、企業による人権尊重に関する情報開示について必要に応じた議論の実施
- 情報開示の好事例集の周知等を通じた企業の情報開示の充実の促進

## 6 公共調達・補助金事業等を含む公契約

### 取組の方向性

- 公共調達における企業等による人権尊重の推進
- 国際約束及び現行法令の範囲内での補助金事業における企業等による人権尊重の取組の審査基準等への組入れの検討

## 7 救済へのアクセス

### 取組の方向性

- 日本NCP（各国連絡窓口）機能強化に向けたステークホルダーとの対話・エンゲージメントの機会の設定
- 個別法に基づく人権救済の状況を見定めつつ、人権救済制度の在り方についての検討の継続
- 指導原則に準拠した企業等の苦情処理メカニズムの構築・運用を含む取組の促進
- 個別法令に基づく対応の継続・強化
- 独立行政法人等が運用する苦情処理メカニズムの適正な運用及び必要に応じた見直し

## 8 実施・モニタリング体制の整備

### 取組の方向性

- 日本の優先課題領域の定期的な特定及び関連施策のアウトプット、アウトカム、インパクト評価等の実施に向けた検討
- 定期的に評価を行う実効的な体制の構築の検討
- 施策の進捗状況と目標の達成度について、ステークホルダーに対する分かりやすい開示の実施に向けた検討